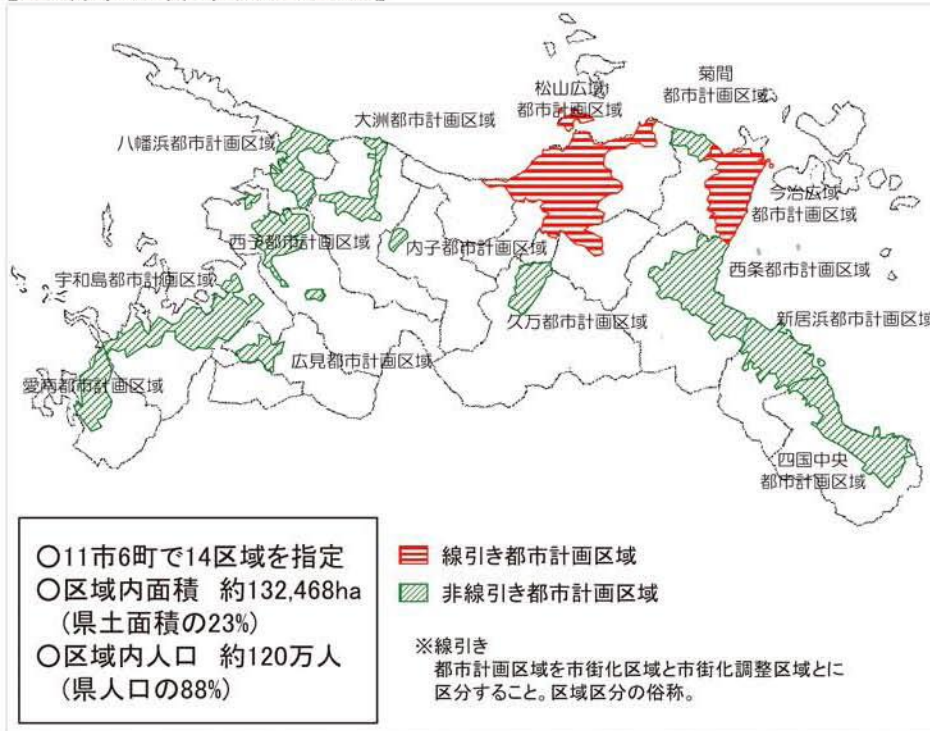


愛媛県の都市計画の概要1

●都市計画区域

都市計画を定める区域を都市計画区域といい、土地利用、地形、通勤、通学及び交通施設など自然的・社会的・経済的条件を考慮して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として指定しています。

[愛媛県の都市計画区域]



[都市計画決定の手続き]

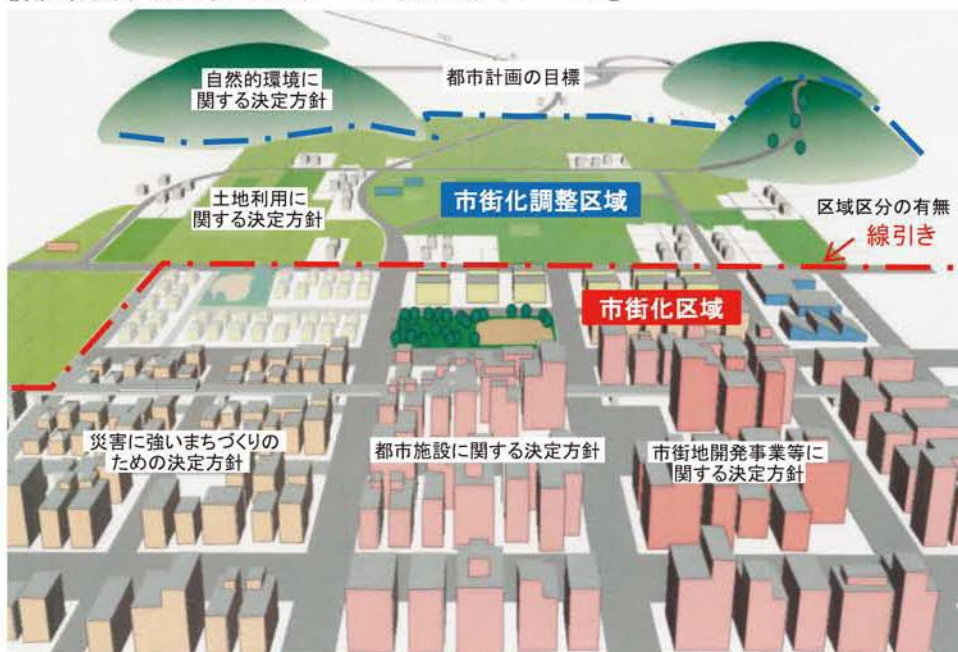


※1規模や内容により協議等を要しない場合もある。
 市町決定の場合は協議の相手は県
 ※2市町決定の場合は市町の都市計画審議会

●都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

長期的視点(概ね20年後)に立った、将来の「まちづくりの方針」を示したものです。都市計画区域全体を対象として、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めています。

[都市計画区域マスタープランのイメージ]



[マスタープランに定める内容]

- ①都市計画の目標
- ②区域区分(線引き)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- ③土地利用に関する主要な都市計画の決定方針
- ④都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針
- ⑤市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針
- ⑥自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針
- ⑦災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針

[県の取組み状況]

※この他に、市町マスタープラン(市町の都市計画に関する基本的な方針)があります。これは、住民に最も近い立場にある市町が、住民の意見を踏まえ、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別の市街地像や整備方針等を決め細かくかつ総合的に定めるものです。

平成16年度に全区域の都市計画区域マスタープランを策定しました。その後、人口減少・少子高齢化や大規模災害への備えなどの社会変化に対応するため、都市計画区域マスタープランに「災害に強いコンパクトなまちづくり」を位置付ける変更を行いました。